『手から手へ』第２６２７号（2012 年 6 月 13 日）

助教サバティカル制度に対する差別的規定に、各部局からも異論が噴出

助教サバティカル制度については、法人側が提案した取得条件に「継続して勤務した期間が 10 年未満」という制限が付けられていることが明らかになり、組合はこの新たな教員差別を強く批判するとともに（『手から手へ』2626 号：助教へのサバティカル制度提案される －「10 年未満」制限は重大な問題 － 非任期教員のサバティカルを排除するな！）、法人側に対しこの制限の撤廃を求めました。「10 年未満」制限によると、非任期を選んだ引継教員（助教）を排除するとともに、任期制をとっている引き継ぎ教員さえも申請対象から除外されることになり、非常に多くの助教が影響を受けることになります。

各部局からも「10 年未満」制限について異論が噴出しています。6 月 8 日に開催された第 3 回人事制度等検討委員会に寄せられた各部局の意見の多くは、「10 年未満」制限をはじめ、特定の教員をあらかじめ排除する考え方に対し、強く反対するものでした。11 日の法人・組合間の「意見交換会」で法人側から示された資料によれば、「資格要件」部分によせられた意見の要約は、以下の通りです。原案を支持する意見はひとつも記載されていません。

「意見の要約」

【勤務期間】

○　「継続して勤務した期間が10年未満」という資格要件は不要

○　一律に「10年未満」に限定するのではなく、「発足当初は…」「原則10年未満」など、10年以上の者も取得できるようにしてほしい。

○　勤務年数の下限を設定すべき

○　年齢で制限するのは賛成ではない。

○　実質的に非任期制助教が排除されることとなり、非任期制に不利な規定である。

再び三度教員間の分断を図るこのような制限は断じて許せません。また、研究のすすめ方や助教のキャリアについての考え方は研究分野によって大きく異なり、各部局においても助教の位置づけは異なっています。法人側は助教の「育成支援」は各部局が主体的にすすめるべきである、との基本的立場であると主張しています。そうであれば、なおさら大学全体に一律の基準を押しつけることは、基本的立場に反するものではないでしょうか。

今回の助教サバティカル制度発案の過程では、「若手」というフレーズと、それを具体化する「10 年未満」制限が、唐突に出てきました。サバティカル制度には、それによって研究を大いに発展させてほしいというメッセージがあります。このことは、制度から除外された教員に対し、逆のメッセージを伝えるということを意味します。「10 年未満」制限は噴飯ものですが、対象を若手に制限する発想自体が、長い間大学の研究・教育に尽力してきた教員に対する侮辱であると言えるでしょう。

組合は法人に対し、改めて「10 年未満」制限の撤廃を強く要求するとともに、差別的な発想の転換を求めます。

本部役員選挙の結果は次ページ

2012 年度　本部役員選挙の結果について

１　中央執行委員信任投票（投票総数　　１５６　　無効　０　）

赤羽目　　匡　由	１５５	城　丸　　春　夫	１５６
伊　澤　　真　理	１５５	田　中　　淳　子	１５６
金　﨑　　雅　博	１５６	古　川　　　武	１５６
古　藤　　陽　子	１５６	松　下　　丈　宏	１５６
小　林　　喜　平	１５６	矢　嶋　　里　絵	１５６

上記の通り全員が信任されました。

２　四役選挙信任投票（投票総数　１５６　　無効　０　）

中央執行委員長	城　丸	春　夫	１５６
副中央執行委員長	田　中	淳　子	１５６
副中央執行委員長	松　下	丈　宏	１５６
書　記　長	小　林	喜　平	１５６
財　政　部　長	伊　澤	真　理	１５５

上記の通り全員が信任されました。

３　会計監査選挙（投票総数　１５６　　無効　０　）

当選	泉	岳　樹	１５６
当選	中　楯	浩　康	１５６
当選	三　浦	英　運	１５６

会計監査の選挙結果は上記の通りとなり、いずれも規約２７条の定めによる過半数に達しました。

２０１２年　５月２８日
公立大学法人首都大学東京労働組合
中央選挙管理委員会
委員長　　加藤　直